平成24年９月４日開会
平成24年９月21日閉会

平成24年三宅町議会
第３回定例会会議録

三　宅　町　議　会

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会会議録目次

招集告示……1
会期日程表……2
第　１　号　（９月４日）
出席議員……3
欠席議員……3
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……3
職務のため会議に出席した者の役職氏名……3
議事日程……4
議長あいさつ……6
町長あいさつ……6
開会の宣告……7
議事日程の報告……7
会議録署名議員の指名……7
会期の決定……7
諸般の報告……8
選任第４号の上程、採決……9
認定第１号～認定第６号、議案第３５号～議案第４１号、承認第５号の
上程、説明……9
同意第５号の上程、説明、質疑、採決……16
諮問第１号の上程、説明、採決……17
散会の宣告……18

第　２　号　（９月１１日）
出席議員……19
欠席議員……19
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……19
職務のため会議に出席した者の役職氏名……19
議事日程……20

開議の宣告……21
議事日程の報告……21
認定第１号～認定第６号の決算審査特別委員会付託について……21
議案第３５号～議案第４３号総括質疑、各委員会付託について……21
一般質問……22
　馬　場　武　信　君……22
　松　田　睦　男　君……25
　中　尾　正　巳　君……31
　渡　辺　哲　久　君……32
　川　口　靖　夫　君……38
　植　村　ケイ子　君……41
散会の宣告……44

第　３　号　（９月２１日）

出席議員……47
欠席議員……47
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……47
職務のため会議に出席した者の役職氏名……47
議事日程……48
開議の宣告……49
議事日程の報告……49
特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決……49
閉会中の継続審査について……57
町長あいさつ……57
閉会の宣告……58
署名議員……59

三宅町告示第８７号

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会を
次のとおり招集する

平成２４年８月２４日

三宅町長　　志　野　　孝　光

記

１．招集日時　　平成２４年９月４日　火曜日
　　午　前１０時００分　開　会
１．招集場所　　三宅町役場　３階　議会議場

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会

会期日程表

平成２４年９月　４日火曜日
平成２４年９月２１日金曜日　　１８日間

目　　次	月　日　曜　日	開　会　時　間	摘　　要
第　１日目	９月　４日　火曜日	午前１０時００分	定　例　会　開　会 （提案説明・諸報告）
第　２日目	９月　５日　水曜日		休　　会
第　３日目	９月　６日　木曜日		休　　会
第　４日目	９月　７日　金曜日		休　　会
第　５日目	９月　８日　土曜日		休　　会
第　６日目	９月　９日　日曜日		休　　会
第　７日目	９月１０日　月曜日		休　　会
第　８日目	９月１１日　火曜日	午前１０時００分	定　例　会　再　開 （総括質疑・一般質問）
第　９日目	９月１２日　水曜日	午前１０時００分	決算審査特別委員会 （一般会計）（特別会計） （歳入、歳出決算説明）
第１０日目	９月１３日　木曜日	午前１０時００分	決算審査特別委員会 （一般会計）（特別会計） （歳入、歳出決算説明）
第１１日目	９月１４日　金曜日	午前１０時００分 午後　１時３０分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第１２日目	９月１５日　土曜日		休　　会
第１３日目	９月１６日　日曜日		休　　会
第１４日目	９月１７日　月曜日		休　　会
第１５日目	９月１８日　火曜日		休　　会
第１６日目	９月１９日　水曜日		休　　会
第１７日目	９月２０日　木曜日		休　　会
第１８日目	９月２１日　金曜日	午前１０時００分	定　例　会　再　々　開
	９月２１日　金曜日	午後　２時００分	式下中学校組合議会

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会〔第１号〕

招集の日時　　平成２４年９月４日火曜日午前１０時００分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	出　井　雅　史
教　育　長	安　井　佞　子	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼児園園長	吉　井　五十鈴
会計管理者	向　井　理　則		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	林　田　忠　男		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

６番議員	馬　場　武　信	７番議員	松　田　睦　男

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会〔第１号〕

議　事　日　程

平成２４年９月　４日　火曜日

午　前　１０時００分　開　会

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会　期　の　決　定
日程第３		諸　般　の　報　告
		（１）会計監査報告
		（２）健全化判断比率及び資金不足比率報告
日程第４	選任第４号	三宅町決算審査特別委員会委員の選任について
日程第５	認定第１号	平成23年度三宅町一般会計決算認定について
日程第６	認定第２号	平成23年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第７	認定第３号	平成23年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第８	認定第４号	平成23年度三宅町介護保険特別会計決算認定について
日程第９	認定第５号	平成23年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第６号	平成23年度三宅町水道事業会計決算認定について
日程第11	議案第35号	平成24年度三宅町一般会計第４回補正予算について
日程第12	議案第36号	平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第１回補正予算について
日程第13	議案第37号	平成24年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算について
日程第14	議案第38号	平成24年度三宅町介護保険特別会計第２回補正予算について
日程第15	議案第39号	平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計第１回補正予算について
日程第16	議案第40号	平成24年度三宅町水道事業会計第１回補正予算について
日程第17	議案第41号	三宅町立幼稚園の授業料及びバス使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	承認第５号	（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第３回補正予算について
日程第19	同意第５号	三宅町教育委員会委員の任命について

日程第20　　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎議長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　皆さん、おはようございます。さて、真夏も９月に入りまして朝夕涼しくなってまいりました気候でございます。

本日、第３回議会本会議に際しまして、平成24年９月三宅町議会第３回定例会を招集されましたところ、議員各位公私ご多用の中ご出席を賜り、心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成23年度一般会計決算を初めといたします認定６件、議案７件、承認１件、同意１件、諮問１件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ適正妥当な議決に達せられますよう、議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　開会に先立ち、志野町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（志野孝光君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成24年９月三宅町議会第３回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用のところ、ご出席をいただき大変ありがとうございます。また、平素は町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

一方、このたびの町長選挙におきまして、多くの町民の皆様並びに各方面の方々からの温かいご支援とご支持をいただき、引き続き４年間の町政をおあずかりすることとなりました。今回の再選は、１期４年間取り組んでまいりました諸施策に対しまして一定の評価をいただいたものと思っております。

また、２期目の町政運営につきましては、「新都市計画と町づくり」「財政再建」「安心・安全の町づくり」「誇りを育む『教育』の実現」「わかりやすい情報発信」の５項目の施策を中心に、町民が安心・安全で暮らせる地域づくりに全力で取り組んでまいる決意でございますので、何とぞ変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成23年度一般会計決算案を初めとする決算認定案６件、平成24年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案６件、条例の改正案１件、専決処分事項報告１件、人事の同意案２件の計16件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは選任案１件の合わせて計17件のご審議をいただくわけでありますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成24年９月三宅町議会第３回定例会は成立いたしますので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時０１分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳勝秀君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により６番議員、馬場武信君及び７番議員、松田睦男君の２名を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳勝秀君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より９月21日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より９月21日までの18日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付いたしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（辰巳勝秀君）　次に、日程第３、諸般の報告に入ります。

梅本勝久監査委員より監査報告を求めます。

梅本勝久君。

○監査委員（梅本勝久君）　皆さん、おはようございます。

監査報告をさせていただきます。

去る８月21日、片岡嘉夫代表監査委員とともに、平成24年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成23年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算並びに平成24年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め関係者の説明を受け厳正なる監査を行いました。

地方自治法を初めとする関係法令に抵触することもなく、適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成24年９月４日、監査委員　梅本勝久。

○議長（辰巳勝秀君）　次に、中川総務課長より健全化判断比率及び資金不足比率の報告を求めます。

中川課長。

○総務課長（中川　章君）　ただいま議長から指示がありました健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、平成23年度決算指数を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について、並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質

赤字比率はなし、実質公債費比率は10.8％、将来負担比率39.4％となっており、昨年に比べわずかながら好転しております。資金不足比率はなしであり、現在は健全段階にあることをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第４号の上程、採決

○議長（辰巳勝秀君）　日程第４、選任第４号　三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第５条の規定により、９名の委員と議長をオブザーバーとして議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認めます。

よって、議長及び委員９名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました三宅町決算審査特別委員会の委員の選任については、議員全員でございますので、委員会条例第７条第１項の規定による議長において指名することを省略いたしまして、本委員会の委員長及び副委員長の指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認め、三宅町決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことにいたします。

それでは、三宅町決算審査特別委員会委員長に池本久隆君、副委員長に植村ケイ子氏を指名いたします。

◎認定第１号～認定第６号、議案第３５号～議案第４１号、承認第５号の上程、説明

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。

日程第５、認定第１号　平成23年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第20、

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思います。

なお、採決は起立をもって行いますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第５、認定第１号　平成23年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第18、承認第５号　（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第３回補正予算についてまでの認定６件、議案７件、承認１件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　本定例会に提出いたしました各議案について、その概要を説明申し上げます。

まず、認定第１号　平成23年度三宅町一般会計決算認定案並びに認定第２号から認定第５号までの各特別会計の決算認定案、並びに認定第６号　水道事業会計決算認定案については、先ほどご報告いただきました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第３項及び公営企業法第30条第４項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしており、認定第１号から認定第５号までは後ほど会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第６号　平成23年度三宅町水道事業会計決算認定案については、収益勘定による収入額は１億7,815万898円、支出額は１億6,095万838円で、収支差引額は1,720万60円となっております。また、資本勘定による収入額は592万8,300円、支出額は5,551万1,102円で、収支差引額は4,958万2,802円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金及び過年度損益勘定留保資金で補てんいたしております。

議案第35号　平成24年度三宅町一般会計第４回補正予算案については、歳入の款８地方特例交付金において、交付額決定に伴い地方特例交付金で113万3,000円の増額補正を

行っております。

款９地方交付税において、普通交付税の交付額決定に伴い１億1,806万8,000円の増額補正を行っております。

款13国庫支出金の総務補助金では、緊急雇用創出事業補助金8,268万4,000円の増額補正を行っており、おのおのの事業の交付決定額に伴う補正を行っております。

款14県支出金の総務補助金では、活力あふれる市町村応援補助金377万3,000円の増額並びに地域づくりアドバイザー事業補助金10万円の増額を行い、民生補助金では、地域の居場所づくり推進補助金、地域でつくる花いっぱい運動支援事業補助金等を合わせて85万円の増額補正を行っており、おのおのの事業の交付決定額に伴う補正を行っております。

款18繰越金では、前年度からの繰越金として１億38万6,000円の増額補正を行ったものであります。

款19諸収入では、公有自動車事故共済金、三宅幼児園耐震補強工事に係る施工業者よりの水道料金収入を合わせて27万円の増額を行ったものであります。

款20町債では、普通交付税の交付額決定等に伴い、臨時財政対策債、道路整備事業債合わせて4,123万5,000円の増額補正を行っております。

次に、歳出の款２総務費の総務管理費では、職員採用に係る経費として87万7,000円の増額、緊急雇用創出事業に伴う費用993万7,000円の増額、公用車自動車事故に係る補償補填賠償金26万9,000円の増額を行い、財政調整基金への積立金として１億4,000万円の増額並びに公債償還基金積立金では１億円の増額を行い、徴税費では、緊急雇用創出事業に伴う費用505万8,000円の増額を図っております。

款３民生費の社会福祉総務費では、地域活動支援センター負担金で20万円の増額及び見守りマップ作成ソフト購入に伴い70万円の増額補正を行いました。

児童手当並びに子ども手当に係るシステム委託料等で62万3,000円の減額を行い、保育料の過誤還付金２万3,000円の増額及び地域でつくる花いっぱい運動支援事業50万円の増額を行い、活力あふれる市町村応援補助金事業341万円の増額補正を行っております。

款４衛生費では、水道事業への緊急雇用創出事業繰出金として3,117万5,000円の増額補正を行っております。

款６農林水産業費の工事請負費85万1,000円の増額については、水路改修事業に伴う工事費の増額補正を図っております。

款７商工費では、緊急雇用創出事業に係る77万2,000円の増額補正を行っております。

款８土木費の都市計画費では、緊急雇用創出事業として2,614万3,000円の増額補正を行っております。

款９消防費の消防総務費では、緊急雇用創出事業として961万3,000円の増額並びに気象警報時の職員の出動に係る職員手当として60万円の増額補正を行っております。

款10教育費の保健体育費では、新任スポーツ推進委員ジャージ購入で３万円の増額並びに東屏風体育館倉庫雨漏り修繕費用59万3,000円の増額補正を行っております。

款12公債費の元金705万7,000円の増額並びに利子20万6,000円の増額予算については、元利償還金の支払いに一部変更が生じたため補正を行っております。

款14予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため1,110万8,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は３億4,849万9,000円の増額補正となり、予算総額を34億1,699万5,000円と定めるものであります。

議案第36号　平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第１回補正予算案については、歳入の款11繰越金では、繰越金の額の決定により１億389万6,000円の増額を行っております。

歳出については、款９基金積立金では、国保財政調整基金への積立金として7,143万9,000円の増額を行い、款10諸支出金については、前年度分の国庫支出金等の確定による返還金1,294万7,000円の増額補正を行ったものであります。

款11予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため1,951万円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの１億389万6,000円を増額し、予算総額を９億6,421万1,000円と定めるものであります。

議案第37号　平成24年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算案については、歳入の款11繰越金では、繰越金の額の決定により16万円の増額を行っております。

歳出については、款11予備費において、歳入歳出予算額の調整を行うため16万円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの16万円を増額し、予算総額を9,039万円と定めるものであります。

議案第38号　平成24年度三宅町介護保険特別会計第２回補正予算案については、歳入

の款５支払基金交付金では、過年度分介護給付費交付金10万6,000円の増額を行っております。

款９繰越金では、前年度繰越金の確定により546万1,000円の増額補正を行っております。

歳出においては、款２保険給付費では、居宅介護住宅改修費から介護予防住宅改修費に80万3,000円の組み替えを行い、款６諸支出金では、前年度分の国庫支出金等の確定に伴う返還金として202万5,000円の増額補正を行っており、款７予備費において、歳入歳出予算額の調整を行うため160万円の増額補正を行っております。

款８基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として基金へ積み立てを行うべく194万2,000円の増額補正を行うものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの556万7,000円を増額し、予算総額を６億769万2,000円と定めるものであります。

議案第39号　平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計第１回補正予算案については、歳入においては、款１使用料及び手数料の現年度分使用料収入の財源充当先の変更が生じたための補正を行っております。

歳出においては、款１公共下水道事業費でマンホールポンプの修繕を当初予算では委託料で８万9,000円の計上を行っていた予算を修繕費への組み替えを行う補正予算であります。

以上のことから、歳入歳出予算額に増減はございませんので、予算総額は当初予算のとおり３億4,350万円であります。

議案第40号　平成24年度三宅町水道事業会計第１回補正予算案については、収益的収入について、開発による止水栓等の売却収入で26万4,000円の増額、震災等緊急雇用対策事業繰入金として3,117万5,000円の増額を行い、支出では、水道台帳整備委託料として3,117万5,000円の増額並びに止水栓等の材料費で26万4,000円の増額を行い、資本的支出では３号急速濾過機濾材入れかえ等の工事請負費で431万3,000円の増額補正予算を行っております。

以上が補正予算案６件の概要であり、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議案第41号　三宅町立幼稚園の授業料及びバス使用料条例の一部を改正する条例の制定については、三宅幼稚園保育室の空調設備完備に伴い、受益者負担として授業料の変更を行うべく提出いたしました。

承認第５号　（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第３回補正予算については、つながり総合センター全館の空調機冷房用チリングユニットの内部破損により、学童保育の児童及び来館者等の熱中症の予防対策、健康保持に期するため緊急に空調機を取りかえる必要があるので、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法179条第１項の規定により専決処分を行うべく、議会へこれを報告し承認を願うべく提出いたしました。

続きまして、同意案についてご説明いたします。

同意第５号　三宅町教育委員会委員の任命については、１名の委員の任期満了に伴い同意を願うべく、地方教育行政の組織及び運用に関する法律第４条第１項に基づき提出をいたしております。

最後に、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、１名の委員の任期満了により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるべく提出をいたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました決算認定案６件、補正予算案６件、条例の改正案１件、専決処分事項報告１件、同意案１件、諮問案１件の計16件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（辰巳勝秀君）　どうもご苦労さんです。

続きまして、向井会計管理者より説明、よろしくどうぞ。

○会計管理者（向井理則君）　失礼します。それでは、認定第１号から認定第５号までの平成23年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の１ページ、決算一覧表のほうをごらんください。

まず初めに、認定第１号　平成23年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額34億6,700万円でありましたが、その後５回の補正予算により２億1,073万6,000円を増額し、これに前年度からの明許繰越額8,227万4,000円を加え、最終予算額は37億6,001万円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額35億9,245万2,146円、歳出総額34億7,850万948円となり、歳入歳出差引額１億1,395万1,198円を平成24年度へ繰り越しを行いましたが、次年

度への繰越明許繰越金として地方特定道路整備事業、町単独三宅２号線事業、消防防災通信基盤整備事業、三宅幼稚園耐震補強事業の一般財源分356万5,000円と純繰越金１億1,038万6,198円であります。

なお、収入未済額は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入を合わせ3,481万998円になります。

次に、認定第２号　平成23年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額８億2,348万4,000円でありましたが、その後３回の補正予算により6,673万6,000円を増額し、最終予算額は８億9,022万円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額９億1,968万5,626円、歳出総額８億1,378万8,678円となり、歳入歳出差引額１億589万6,948円を平成24年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、国民健康保険税と諸収入で4,801万8,216円になります。

認定第３号　平成23年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額7,948万7,000円で、その後１回の補正予算により１万円を増額し、最終予算額は7,949万7,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額7,698万2,330円、歳出総額7,682万2,230円となり、歳入歳出差引額16万100円を平成24年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、後期高齢者医療保険料で40万9,700円になります。

認定第４号　平成23年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額５億3,700万円で、その後２回の補正予算により1,082万2,000円を増額し、最終予算額は５億4,782万2,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額５億3,093万6,726円、歳出総額５億2,526万8,564円となり、歳入歳出差引額566万8,162円を平成24年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、介護保険料で549万6,480円になります。

認定第５号　平成23年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額３億4,840万円でしたが、その後１回の補正予算により179万円を増額し、これに前年度からの明許繰越額546万9,000円を加え、最終予算額は３億5,565万9,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額３億4,768万8,776円、歳出総額も同額の３億4,768万8,776円となり、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

なお、収入未済額は、下水道使用料で307万5,580円になります。

最後に、財産に関する調書についてご説明いたしますので、決算書の151ページをお開きください。

公有財産、（１）の土地及び建物では、用途廃止により公共用財産共同浴場で土地が355平方メートルの減、建物が204平方メートルの減となっておりますが、土地、建物とも普通財産へ移行いたしております。

また、区分変更によりポンプ場で土地が191平方メートルの増となっております。

土地開発基金は基金廃止により全部の減、またそれに伴い普通財産が増になっております。

１枚めくっていただきまして152ページの一番上、（２）出資による権利では、山辺広域行政事務組合消防庁舎建設事業の財源に充当するため山辺広域振興基金出資金で1,586万2,449円の減額となっております。

（３）の物品については、前年と変更ございません。

（４）の債権は、水洗便所改造資金貸付特別会計が平成18年度で廃止されたことに伴い、その債権49万円を一般会計へ移行し管理することにいたしたもので、今年度は18万円の貸付金返済がございました。

（５）の基金では、財政調整基金の預金が決算剰余金及び土地開発基金廃止に伴う積み立て等で２億9,605万1,291円の増額、土地開発基金が基金廃止に伴い全額の減、介護従事者処遇改善基金も基金廃止に伴い全額の減、介護給付費準備基金は決算剰余金等により648万3,610円の増額となっております。

以上が平成23年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要であります。詳細につきましては、後日決算審査特別委員会におきまして事項別明細書によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。本議案の総括質疑は11日火曜日の午前10時より行いますので、よろしくお願いします。

◎同意第５号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳勝秀君）　日程第19、同意第５号　三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　同意第５号　三宅町教育委員会委員の任命につきましては、９月30日に委員１名の任期が満了となることから委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしました。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所　――――――――――――――――――――――――――――――。

氏名　吉岡藍一。

生年月日　――――――――――――――――――――――。

新任でございます。ご同意のほど、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

ここで、本会議において新たに教育委員に就任されました吉岡藍一さんに入場願います。

（教育委員会委員　吉岡藍一君入場）

○教育委員会委員（吉岡藍一君）　三宅町町議会議員の皆さん、おはようございます。

ただいま三宅町教育委員として議会の同意を得ました吉岡藍一です。いじめ、自殺、虐待など悲しい事件が後を絶ちませんが、４年に１度のオリンピックでは日本選手団の活躍が私たち国民に元気を与えてくれました。私は今の子供たちにも、大きな大きな夢を持ち続けてほしいと願っています。私自身、まだまだ経験不足ではありますが、諸先輩方のご指導のもと、しっかりと頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

どうもありがとうございました。

○議長（辰巳勝秀君）　ご苦労さんです。

（教育委員会委員　吉岡藍一君退場）

◎諮問第１号の上程、説明、採決

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。

日程第20、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、１名の委員が平成24年12月末をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき推薦を行うにつき、議会の意見を願うものであります。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所　――――――――――――――――――――――――。

氏名　谷川祥二。

生年月日――――――――――――生まれ。

再任であります。ご推薦のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご意見なしと認めます。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

本件は原案のとおり決することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　本日はこれをもって散会といたします。

次回は、９月11日火曜日、午前10時より会議を開きますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでございました。　（午前１０時４０分）

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会〔第２号〕

招集の日時　　平成２４年９月１１日火曜日午前１０時００分開議

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	出　井　雅　史
教　育　長	安　井　佞　子	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼児園園長	吉　井　五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	松　浦　祐　佳		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

６番議員	馬　場　武　信	７番議員	松　田　睦　男

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会〔第２号〕

議　事　日　程

平成２４年９月１１日　火曜日

午　前　１０時００分　再　開

日程第１	認定第１号から認定第６号までの６議案に対する決算審査特別委員会付託について
日程第２	議案第35号から承認第５号までの７議案・１承認に対する質疑、各委員会付託について
日程第３	一般質問について

◎開議の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　ちょっと定刻より５分ほど早いんですが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

平成24年度三宅町議会第３回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私何かとご多用の中ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、定例会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前　９時５５分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君）　本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎認定第１号～認定第６号の決算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳勝秀君）　まず、日程第１、認定第１号　平成23年度三宅町一般会計決算認定についてから、認定第６号　平成23年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの６議案は、さきに設置いたしました三宅町決算審査特別委員会に付託をし、委員はオブザーバーの私を除く全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第３５号～議案第４３号総括質疑、各委員会付託について

○議長（辰巳勝秀君）　次に、日程第２、議案第35号　平成24年度三宅町一般会計第４回補正予算についてから、承認第５号　（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第３回補正予算についてまでの８件は一括議題とし、総括質疑の通告者がないため総括質疑は終結します。

お諮りします。

議案７件、承認１件は各常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認めます。

したがって、議案７件、承認１件は各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（辰巳勝秀君）　次に、日程第３、一般質問を議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇　馬　場　武　信　君

○議長（辰巳勝秀君）　６番議員、馬場武信君の一般質問を許します。

馬場武信君。

○６番（馬場武信君）　おはようございます。６番議員の馬場でございます。

おくればせながら、改めまして志野町長の再選、お祝いを申し上げ、質問に入ります。

まず最初に、２期目の町政を担われる志野町長の基本姿勢についてお伺いいたします。

１期目の真っすぐ、愚直なまでの、職員また議会、さらには住民に対する対応は大いに評価いたしております。その上で老婆心から申し上げますが、２期目ともなれば緊張感の中にも気持ちにゆとりを持たれ、時として潤滑油としての遊び心をもあわせ持つ度量があってこそ確かな行政運営ができるんじゃないかと私は思っております。車のハンドルに少しの遊びがあるからスムーズな運転ができると言われております。

志野町長が意図される三宅町政をより強固なものにするためにも、職員との意思の疎通を欠くことなく、議会がバックアップできる体制が不可欠ではないかと思っております。

「言って聞かせて、褒めてやらねば人は動かじ」「話し合い、耳を傾け、任せてやらねば人は育たず」「感謝で見守り、そして信頼を持ってこそ人は実ります」。これは山本五十六の言葉であります。町長の所見を伺います。

次に、教育長人事についてお尋ねいたします。

さきの町長選において、教育長の辞任が志野町長再選の反対要因の１つとして、ある候補者が訴えられておられました。やめられた前田畑教育長は平成25年３月まで任期が

あったように承知いたしております。教育行政の根幹をなす教育長の職責が余りにも軽んじられていると思っております。火のないところに煙は立たずで情報分析いたしましたが、田畑前教育長は５月の中ごろに辞表届を出され、町長再選後受理されたように解しております。

仮に任期半ばの辞職願が出されていたとすれば、教育長として無責任極まりなく、歴代教育長の教育者としての人格を疑わざるを得ません。責任を全うすることが社会人の基本であり、それらを教えるのが教育者だと私は思っております。

３代にわたる教育長の途中辞任は、２期目の志野町長の行政に暗い影を落とします。

志野町長個人の名誉のためにも、教育長辞任の経緯と今後の町長の対応をただして質問を終わります。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　６番、馬場武信議員のご質問にありました、町政の基本姿勢についての私の所見を申し上げます。

まず、三宅町政を円滑に進めていくためには、馬場議員がおっしゃるように、トップである私と職員との意思の疎通が最も重要であることは当然のことと考えております。特に、今後厳しい財政状況のもとで町民のニーズに的確に対応していくためには、町職員が一体となり、町民の立場に立った必要不可欠な施策を検討し、実行していくことが必要であり、その中で私と職員、また職員相互の意思疎通はますます重要なものとなっていくものと考えております。

そのため、まず第１に、リーダーである私自身が明確でかつわかりやすい方針を示していくことが重要であることと私は考えております。これまでも課長会議や庁舎内で話をする機会を活用し、私の考えを明確に伝えるよう努めてまいったところであります。

第２に、個々の職員がみずから、これからの行政のあり方について積極的に考えていくことであります。それぞれの職員が自身の部署の都合や利害を優先させる思考や行動傾向を排し、町民の立場に立って、常に前向きに町行政について考えることができれば、私に対しましても町政への必要な意見が上がってくるはずでございます。

第３に、風通しのよい職場づくりが重要であります。職員同士お互いが信頼関係で結ばれ、縦横の連携、情報の共有がされていることにより自由闊達な議論ができます。その中で、職務の目標に向かってそれぞれが使命を達成するために切磋琢磨していき、よいことはよい、悪いことは悪いと言える、そんな職場づくりが大切だと思っております。

各職場において、それぞれの職員がみずからの意思を言える雰囲気であれば、縦割り行政ではなく、各課及び町議会議員の皆様、町民の皆様との連携も今以上にできるものと信じております。

厳しい財政状況の中にあっても、今後とも改革の旗を掲げながら、「夢と活力とうるおい」に満ちた町づくりを進めていかなければなりません。

就任当日の訓示でも、職員の皆様といろいろな知恵を出し合いながら町づくりのかじ取りを行っていく旨も伝えたところであります。

今後とも、職員、町議会議員、町民の皆様と心を一つにし、安心・安全で暮らせる町づくりに全力で取り組んでまいる決意でございます。議員皆様のバックアップをお願いし、ご質問のご回答とさせていただきます。

続きまして２つ目の教育長人事につきましては、教育委員会陰山局長が回答させていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　陰山局長。

○教育委員会事務局長（陰山尚則君）　それでは、２つ目の教育長人事についてのご質問に教育委員会としてお答えさせていただきます。

田畑前教育長の辞任については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、7月30日に開催いたしました教育委員会において教育委員の辞任同意（案）として提案され、委員全員が同意のもと決められたものであります。

これを受け、教育委員の皆さんが、いじめ問題など早急に取り組まなければならない教育課題がある中で、責任ある立場の教育長の空白は望ましくないと考えられ、８月９日に臨時の教育委員会を開かれ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条の規定に基づき、教育委員の中から新教育長を選任し、教育委員会がこれを任命され、８月15日から安井教育長に就任いただいているところであります。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　ご苦労さんです。

馬場武信君。

○６番（馬場武信君）　今、新教育長の人選はご説明願ったんですけれども、私が知りたいのは、田畑前教育長がなぜおやめになったのか、その多分理由としては一身上の都合とかいうことで出されるとは思うんですけれども、中の細部はわからないでしょうけれども、例えば体の調子が悪かったとかいうような、そういう辞任理由は何ですか。

○議長（辰巳勝秀君）　町長。

○町長（志野孝光君）　後ほど、同じ内容の質問がございまして、そちらのほうで回答させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳勝秀君）　馬場議員、ご苦労さんでございます。

◇　松　田　睦　男　君

○議長（辰巳勝秀君）　次に、７番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

松田睦男君。

○７番（松田睦男君）　７番議員の松田睦男でございます。今、議長から許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、教育委員会について質問をさせていただきます。

最近、大津市でいじめが原因と思われる中学生の自殺が報道されています。この件では、中学校側や教育委員会の対応について問題があるのではないかとの指摘もあります。

ところで、我が三宅町では町長の１期４年の任期中に教育長が３人交代されています。教育長の任期途中で辞任が相次ぐことは、教育委員会が不安定な状態であることを連想させ、好ましい状態とは思えません。教育長の任命権者である町長にお伺いします。

（１）教育長の辞任はどのような理由によるものですか。

（２）教育長の辞任が相次ぐ状態について、どのようにお考えですか。教育委員会が不安定な状態で、いじめなどの重要な事案が生じた際、教育委員会は適切に機能しますか。

２点目、三宅町の土台づくりと今後の展開について。今回の町長選では、町長は１期目の実績として、三宅町の土台づくりができたと公言されております。一部新聞にもそのような報道がされております。土台づくりが、単年度収支の黒字達成をおっしゃっているとすれば、それはちょっと早いんじゃないですか。消費税増税法案も参議院を通過し、景気の先行きが不安視される中、三宅町の将来にわたる財政状況は楽観できない状況であると私は思います。

そこで、（１）町長の言われる三宅町の土台づくりとは何を指しますか。

（２）財政以外で土台づくりをされたのなら、その具体的内容を述べていただきたい。

（３）町政の今後の展開について述べてください。

以上でございますが、町長の回答いかんでは自席から再度質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　安井教育長。

○教育長（安井佞子君）　議員質問の１、教育委員会について、私のほうからお答えさせていただきます。

１つ目の教育長の辞任理由につきましては、一身上の都合でということでございます。

２つ目の辞任が相次ぐ状態をどう考えるかにつきましては、本来ならば任期を全うしていただくべきところですが、一身上の都合ということでやむなく辞任されることになりました。

議員さんにご心配いただいております状況は、教育委員の皆も現状が好ましくない状況であると認識し、そこで臨時の教育委員会を開催し、まずは新教育長を任命し、各教育活動に支障を来たすことのないよう、また重要な事案が発生した場合にもしっかりと対応できるよう、教育委員の皆とともに最善を尽くすべく配意し努力してまいりたいと考えております。

以上、ご質問のご回答とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　７番、松田議員の２点目のご質問にありました、三宅町の土台づくりと今後の展開についてご回答をさせていただきます。

１つ目の三宅町の土台づくりとは何を指し、２つ目のその具体的内容をということですが、２つまとめてご回答をさせていただきます。

新聞にも掲載されましたとおり、４年間の土台の上に今後はすばらしい上屋を築きたいと申し、私は行政状況を建物構造の基礎として表現いたしました。

４年前、町長に就任させていただいたころは、その前の議会議員を務めさせていただいた経験を生かし、「夢と活力とうるおい」に満ちた三宅町にするため、町長としての重責を感じながら無我夢中で走り出したものです。

しかし、夢を持ち、この地に家を建てようとするならば、だれしも土地の状況を調査し学習するものであります。地盤はどうか、水の流れはどうなっているのか、自分に合った身の丈相応の建物を建てるためにはどれぐらいの風呂敷を広げることが可能か、長く住むために必要なものは何か、住み心地の調査、人間関係の調査、それが基礎を築くことになると言えるのではないでしょうか。私は近隣市町村の首長様や町職員と協議を

重ねる中で、知らなかったことがわかるようになり、見えなかったことが見えるようになりました。

そして、行財政面において、前町長より引き継ぎました第１次集中改革プランを進め、さらには私なりに工夫を加えた改革を進めていく中、三宅町第３次基本構想、三宅町都市計画マスタープランにより、三宅町の将来像をお示しすることができました。

また、第１次集中改革プランで達成できなかった取り組みを継承するため、強化改革を柱に第２次集中改革プランを策定し、引き続き行財政改革を推進することとなりました。

これは、単に単年度収支の黒字化達成という収支結果だけではなく、今後その実現に向けての町づくりの構想、これこそまさしく三宅町の土台ができ上がったものではないでしょうか。

次に、（３）の町政の今後の展開につきましては、現在の大きな目玉は都市計画と町づくりであり、石見駅周辺整備を初めとする東屏風の住環境整備及び広域行政と連携した町づくりであります。

特に、三宅町の玄関口とも言うべき石見駅周辺整備を推進し、公共交通機関で最も身近な駅を利用しやすくすることで住民の活動範囲が広がり、定住化の促進につながるものと考えています。

また、京奈和自動車道のインターチェンジや側道、４車線の大和中央道が完成することが間近になった今、インター周辺の空間整備が必要不可欠であります。公共交通の整備を行うことにより、住民の皆様の買い物、通院など日常生活をする上で利便性が高いことから、今後、広域連携での交通網を検討し、ハード面、ソフト面における重点項目として成し遂げたいと考えております。

財政再建では、現在、さきに触れました第１次集中改革プランを引き継いだ第２次集中改革プランを進めております。まだまだ、補助金、負担金、委託料においてさらに見直しが可能であると考えます。そして、税金、料金の公平な徴収の徹底及び売却可能資産の売却等、知恵を絞ればわずかでも可能なことがあると考えております。

また、安心・安全の町づくりでは、保育・学童保育の充実により、お父さん、お母さんが安心して働ける三宅町を目指します。そのためには、保育所、学童保育の早朝預かりの実現等で住みよい町づくりを目指し、さらには、災害に強い町づくりとして、町民みんながお互いに支え合える町づくりを目指します。これには昨年度から実施している、

災害時における迅速な情報伝達手段として戸別受信機の配置をしてまいります。

医療、看護、介護の問題は、高齢化が進む三宅町には必ず解決していかなければならないものです。町としてどのような施設が必要か、早急の検討をしてまいります。

さらに、誇りを育む教育の実現に向け、小さな町だから可能な一貫方針教育の実施で、ふるさと三宅を誇りに思う子どもに育てていきたいと考えております。

最後に、わかりやすい情報発信については、町民目線に立った行政情報の提供並びに災害時等への迅速な情報提供に取り組んでまいる所存でございます。

以上が、私が考え実現を目指す今後の町政の姿であり、ローマは一日にして成らずの言葉のように、大事業は長年の努力なしに成し遂げることはできません。特に、議員の皆様、住民の皆様及び職員の方々のご尽力を得なくして、すばらしい上屋を築いていていけないと考えております。

今後、一層の議員皆様のご協力をお願いいたしまして、松田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　松田睦男君。

○７番（松田睦男君）　まず、教育長にお伺いします。

今、回答の中で、一身上の都合という、日本では何かあったら一身上の都合で物事をみんな片づける、これは日本人の先人たちの知恵かとは思いますが、教育長の一身上の都合ということですが、これ皆さん方教育委員が全員で、今の田畑教育長はだめだということでかわっていただきましたというような答弁でございましたが、その教育長を選ばれたのは、今の教育長、あなたも教育委員の中でその一人であったんじゃないですか。なぜ、今、三宅町でそういうことが、事態が起こっているのに自分らで選んだ教育長を自分らでだめだということでやめていただくという、これはいかがなもんでしょうか。

私は、一身上の都合だけでは地域住民は納得しないと思います。必ずそこには何らかの問題があったはずです。それをこの場で明らかにすることが、教育長のこれからの任期の大きな仕事だと思うんです。それを一身上の都合でこれが葬られるならば、これは我々議員としてもこのことは必要以上にやはり追及していかんとあかんというふうに思っています。

これ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その中の第４条の中でも、この教育委員というのは人格が高潔で、教育、学術及び文化に関する見識を有するもののうち、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するというふうに書いてあるんです。そ

れだけでも、高潔ということは、この意味を私ちょっと辞書で調べたんですけれども、精神が気高く潔いこと、高尚で潔白なことというふうに辞書にも書いてあります。そういう方々の集まりの中で、その選んだ方を教育委員がみんなでこれはだめだということになったそのわけを教えてください。教育長。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　ちょっと外したんで申しわけございません。今の松田議員の２回目のご質問の中で、教育長が先ほど回答した内容とは全く違うお話を一部されたように思います。その辺は議長にご相談をさせていただいて、削除されるかその部分については回答せずという対応をとっていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

　教育委員みんなで、残った委員がみんなでやめさせたようなご発言を今ちょっとされたと思います。その部分は１回目では全くそういう回答を教育長はしておりませんので、その点だけちょっと今考えていただけたらと思います。

○７番（松田睦男君）　今さっき教育長がそういうふうにそこで答弁されたんで、あとはこれ録音されているんですよ。それを後で出してください。もしそれが今町長が言われたようなことでしたら、私は謝るし、取り消しもやぶさかではございません。それはそうさせていただきます。

○教育長（安井佞子君）　今の件につきましては、町長の申すとおりでございます。

　また、一身上の都合ということにつきましては、前教育長さんご本人自身がそういうふうに申されておるところがございますので、それ以上のことはお答えできにくいかと存じます。

　以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　どうぞ。

○７番（松田睦男君）　これね、一身上の都合いう、そういうことで物事を片づけたらだめなんです。必ず物事には原因があるんですよ。その原因を追求せんとあかんです。これは、我々議員だからこれは教育長に言えるんです。一般住民は外でどう言うてもこれは通じない。だからここではっきりしていただきたい。

　教育長も学校教育委員を長いことやって、そして校長までちゃんと勤め上げられて、そして三宅町の教育委員となって、その中で何で一身上の都合と、ああそうでっかと、そういうことでは地域住民は絶対恐らく、ここ傍聴者もありますけれども、私はこれ私

自身も納得できないから、恐らくこれ、議会済んだ後に私はいつも地域でタウンミーティングやっていますので、そこでいろいろとまた質問があります。そのとき私は答えんとあきません。そやけど、今教育長が言うたようにオウム返しで、「いや、一身上の都合でしてん。それ以上言えまへんねん」と、これでは、おまえ何のための町会議員やと、必ず私はやられます。

だから、そういうことはやっぱりきちっと、今言いましたように、この法律に基づいて高潔な方々が三宅町で５名教育委員をなさっているんですから、その方が、ただ教育長がやめたことを一身上の都合でというて、それで片づけることは私は納得できません。もう一遍回答してください。

○議長（辰巳勝秀君）　一身上の都合でと今おっしゃってるんやから、プライベートな面もあるし、根深く追求してここで議論するようなやつと違うと思います。やっぱり一身上ということやったら、本人さんのな……

○７番（松田睦男君）　議長は議員の言うことを　　に、町民にわかるようにするのがあなたの仕事。それを行政の肩持ってどないするんですか。そうでしょうが。だからそういうことでなくして、物事を一身上の都合だけで片づけてはだめだというんですよ、これは。必ず原因があるはずで、でなかったら４年間のうちに３人も教育長がかわるという、これ恐らくどこの市町村にもないと思いますよ。

だから、そういうことを私は申し上げたいんで、それは一人一人についてはいろいろあると思います。だけど、岩井教育長については論外です、この方は。そやけど、あとの２人については、必ずそこに問題があったはずです。それを一身上の都合、一身上の都合だけで片づけるいうことはこれは納得できない。だからこの件については、また別途教育長と、私は今、福祉文教委員長していますので、さしで話しさせていただいても結構です。それでいいですか。

○議長（辰巳勝秀君）　はい、結構です。はい、どうもご苦労さんでした。

○７番（松田睦男君）　さっき、２点目の三宅町の土台づくりと今後の展開についてということで、町長から答弁いただいたんですが、さすがあれだけの票を獲得された町長だなというふうに、よどみなく本当にすばらしい回答でございました。そやけど、その中でもう少しお互いに気の、心の通うような言葉が欲しいと。

一例ですが、町の広報誌みやけの７月号、これに、私は変わり者に徹しようと強く心に決心しましたと。それはそれでいいですよ。だけど、そこで腹心の副町長、教育長を

初め職員、各団体の皆様と、腹心であったその教育長が３人もやめとるわけでしょう。これと今、町長が答弁しはったことがちょっと私理解しがたい。

そやけど、今の町長の答弁を聞いていましたら、さすが４年間でここまで成長されたんかなと思って、私自身もびっくりしています。落ちついて、そしてよどみなく、そしてどこからでも指摘されないようなそういうような答弁でございました。

そやけど１点だけ、ちょっと石見の駅前の件、職員２人ほど配置して、そしてやっていくということですが、町長、これ石見の駅前の開発もいいですけれども、それよりは石見の駅を100メートルほど南のほうに移転したら、今の予算の半分以下で済みますよ。今、田んぼ１反何ぼするんですか、ね。あの辺の耕作者に聞いたら、売りまっせと、町が買うてくれるんやったら何ぼでも売りまっせというのが今の状態です。そやから、石見のその駅前開発に１項目、石見駅を南に移して開発するんやというようなことも、ちょっと発想の転換されたらいかがなものかなということだけで終わります。

○議長（辰巳勝秀君）　松田睦男君の一般質問を終わります。ご苦労さんです。

◇　中　尾　正　巳　君

○議長（辰巳勝秀君）　次に、４番議員、中尾正巳君の一般質問を許します。

○４番（中尾正巳君）　４番議員の中尾正巳でございます。議長の許しを得まして一般質問させていただきます。

議題として、去年10月滋賀県大津市で発生したいじめ問題等について質問させていただきます。

当奈良県において、特に７月を差別をなくす強調月間として行政及び各種団体連携のもと、県民の人権意識の一層の高揚を図るため、いろいろな取り組みが実施されたところでございます。我が三宅町においても町民集会を初め、行政、教育委員会及び各種団体が連携のもと、地域に根差した効果的な取り組みが展開されたところであります。

ところで、去年10月滋賀県大津市で中学２年生の男子生徒が自殺した大きな社会問題を他人事とせず、本年度の差別をなくす強調月間を総括して、この問題と真剣に取り組む必要があると考えます。

とりわけ学校現場において、将来を担う児童や生徒の人権に視点を当てた指導体制が確立されているのか、また命のとうとさを子どもから高齢者までに浸透させる取り組みの点検が一層大切ではないかと考えます。

町長及び教育長にあっては差別をなくす強調月間を点検、反省し、滋賀県大津市で発生したいじめ問題等をどのように総括し、我が町の行政や教育現場に生かし、差別のない安全・安心の生き生きした三宅町を目指そうとされるのか、方策等をお聞きしたい。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　出井副町長。

○副町長（出井雅史君）　４番、中尾議員の、去年10月滋賀県大津市で発生したいじめ問題等についてのご質問にお答えいたします。

町民集会を初め、差別をなくす強調月間においては、同和問題を中心にさまざまな取り組みを展開してまいりました。この取り組みで得た人権意識をより幅広い人権問題意識の高揚に発展させるため、自分たちの身近な問題をテーマとして取り組みを開始しています。

しかし、家庭、地域、学校、職場などで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の人権侵害が発生し、また社会の変化に伴いインターネットを活用した新たな人権問題が生まれており、これらへの対策を講ずる必要があります。

すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が町民の皆様に根づく人権尊重意識の高揚のため、さまざまな機会をとらえた人権啓発を推進すること、人権尊重の町づくりの観点から町民集会を初め各種行事の開催への参加促進をより一層図ってまいります。

また、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が提唱します「毎月11日は人権を確かめあう日」の通年啓発活動や、性別にかかわりなく一人一人が自分らしく生活することができる地域や家庭、職場での男女共同参画社会の浸透促進のための啓発活動や、本年度は11月14日には「暴力のない社会を！」と題したセミナーを開催いたします。

今後は、差別をなくす強調月間を通じて啓発活動を展開するとともに、強調月間内の取り組みにとどまらず、人権を尊重する社会づくりに向けたさまざまな機会をとらえ、あらゆる人権問題の解決と差別撤廃に向けた啓発活動をさらに推進していきます。

さらに今日、陰湿ないじめや児童虐待など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。また、少子高齢化や情報化など、社会環境の変化による日常生活における社会体験や人とのかかわりなどの不足は、子どもの社会性や思いやりの心を育てにくくしています。子どもの自尊心を大切にし、一人一人を個性を持ったかけがえのない存在

として受けとめ、子どもたちが安心して健やかに成長できる社会をつくることが責務であると考えております。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　中尾正巳君。

○４番（中尾正巳君）　差別をなくす強調月間の間に、町長選挙後における怪文書が町内各地に郵送されていることを聞いております。

（「だけど、それは今のあなたの一般質問と……」と呼ぶ者あり）

○４番（中尾正巳君）　いやいや、それで、私はこれを言うてるだけであって、あとは渡辺議員に。回答は求めません。

○議長（辰巳勝秀君）　言うてくれてはっても、それはまた渡辺議員さんがあと何しはりますから、それは控えてください。

◇　渡　辺　哲　久　君

○議長（辰巳勝秀君）　次に、１番議員、渡辺哲久さんの一般質問を許します。

○１番（渡辺哲久君）　一般質問を行います。

最初に、町長の今後４年間の人権施策に取り組む姿勢について質問をします。

質問事項１、志野孝光町長は先日の町長選挙において、部落差別をあおる選挙活動を行ったのかどうか真偽を明らかにしてください。

２、志野町長が今後４年間、三宅町における人権確立に向けてどのような姿勢で取り組むのかお聞かせください。

質問理由です。７月の町長選挙終了後、ある候補者を指して「○○は同和だ。同和が町長になると町はむちゃくちゃになる」という言動が志野町長の陣営からあったという町民の声を伝え聞きました。

町長選挙は、町の未来をどうするかを争います。当然、町民の人権の確立も大きな課題です。その町長を選ぶ選挙戦で、部落差別をあおる行為があったとしたら言語道断です。こうした事実があったのかどうか、まずは真偽のほどをお答えいただきたい。

さらに、志野町長が今後４年間、町長として部落差別をなくしていくために取り組んでいく気持ちがあるのか、あるのであればどんな姿勢で取り組んでいくのか、ぜひともお聞かせ願いたい。

２つ目の質問です。「志野たかみつ後援会だより」夏号の記事について。

質問事項１、「志野たかみつ後援会だより」夏号の記事にある、30年以上にわたる長期政権が残した負の遺産とは何を指しているのか、町長が理解されている限りでお答えいただきたい。

２、近鉄田原本線但馬駅北側の舗装道路がどういういきさつで整備されたのか、町長はご存じでしょうか。町長の認識を示してください。

質問理由１、「志野たかみつ後援会だより」夏号の記事は、文面から見る限り志野町長ではなく後援会の方が執筆されたようです。したがって、すべてにわたって説明を求めても無理とは思いますが、志野町長の後援会だよりですから無縁というわけにもいきません。

その中に、30年以上にわたる長期政権が残した負の遺産を解決しながら、さらに自分自身の政策を組み入れ運営していくという言葉があります。文脈からすると、前々の町長であった故置本庄司さんの時代に町が膨大な借金を抱え、その負債に町の財政があえいでいると言いたいようです。ちなみに、前々町長の故置本庄司さんは、今回の町長選挙で志野町長の対立候補であった置本佳司さんのお父さんです。

思い当たることとしては、同和対策事業特別措置法に基づく事業のことでしょうか。しかし、これは事実に反します。同和対策事業は、総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が1965年に出した、政府が真実に同和問題の抜本的解決を意図するならば、何よりもまず国が同和対策のために投入する国家支出は、その社会開発的意義と価値を正しく認識し、飛躍的増大を図ることこそ最も必要なことであるという答申を受けて、1969年に国会で成立した同和対策事業特別措置法に基づいて行われた事業です。したがって、その財源は基本的に国費で賄われ、町が負担する割合は５％ほどでした。例えば１億円の地区改良事業をしたとして、町の負担は500万円ほどです。後援会だよりにも書かれている右肩上がりの時代にこの支出が三宅町の財政を逼迫させた事実はありません。

私が三宅町議会議員としての資料請求の手続によっていただいた平成22年度の三宅町債の目的別残高は以下のとおりです。

同和対策事業に関連する町債としては、地域改善対策特定事業債がこれに当たると思いますが、その残高は682万円ほど、町債残高全体の0.176％と、0.2％にもなりません。

また、公営住宅建設事業債６億1,649万円ほどは、恐らく今の町営住宅の建てかえのときに起債されたものと思われますが、もとは同和対策事業により建設された団地を建て

かえたものなので関連すると言えますが、その団地は今は三宅町の町営住宅として引き継いで運営され、町全体の役に立っています。

平成22年度の調査での合計残高は38億7,931万円ほどです。このうち最大のものは臨時財政対策債で16億6,123万円、全体の42.8％を占めますが、これらは後に国から地方交付税交付金によって補てんされる約束のお金です。次に残高が大きいのは一般単独事業債で９億7,128万円、その次がさきに挙げた公営住宅建設事業債となっています。

町債の個々の内容はわかりませんので確たることは言いづらいですが、現状から見る限り同和対策事業で起債した借金が町の財政を苦しめているとは言えそうにもありません。

また、高度経済成長のこの時代、同和対策事業と並行して町全体の下水道整備や、道路及び水路改修など町全体の町づくりが進められました。例えば下水道の整備は、近隣町村に比して明らかに高い比率で充実しており、町民全体の暮らしの基盤を高めてきたと言えます。それでどれだけの起債が発生したのかわかりませんが、無駄を象徴するような町内の建物や道路の指摘は耳にしていません。

改めて町長に伺います。30年以上にわたる長期政権が残した負の遺産とは何を指しているのか、町長が理解されている限りでお答えください。

２、同和対策事業が、対象地域の改良のみならず町全体の基盤整備に役立った事例があります。近鉄田原本線但馬駅北側の舗装道路で、大字は但馬です。

但馬駅南側の但馬本村の道は細く、自動車が駐車したり行き交うことは困難な道です。三宅町民は自動車で家族などを駅まで送迎する場合、北側の舗装道路を使っています。一時期、夜間に痴漢が出没したこともあり、特に女性が遅い時間に但馬駅に到着する場合は家族が自動車で迎えに行きますが、皆踏切の北側に待機されています。三宅町民にとってはなくてはならない道路です。この道路がどういういきさつで実現されたのか、町長の認識をお聞かせください。

３番目の質問です。広報みやけ７月号の町長の記事について。

質問事項です。１、広報みやけ７月号の町長の連載の「みどりの風に乗って」の記事に「平成23年度の見込み額を含めこれまでの間で約４億円の黒字と約30億3,300万円の返済を行い」とあります。このうち約30億3,300万円の返済とは何を指しているのか、この内訳を示してください。

質問理由、22年度の決算書によれば、町債を３億6,000万円新たに起債して、８億6,000

万円償還しました。そのうち３億6,800万円は返済期限が来ていない町債を前倒しで返しました。差し引き町債の残高が５億円減りました。貯金の積み立てや取り崩し、借金の前倒し返済を差し引きした実質単年度収支は２億5,384万円と大幅な黒字です。

三宅町の財政が黒字化した最も大きな要因は、平成21年夏の政権交代により民主党政権が成立し、小泉改革によって劇的に削られてきた地方交付税交付金がもとに戻されたからです。

最も減らされた平成18年度と比べると22年度は１億8,927万円戻っています。

もちろん第１次行政改革、第２次行政改革の努力によって進められてきた経費削減の成果がなければ、地方交付税の総額が大きく回復したからといって黒字になるわけではありません。三宅町行政の努力を無視しているわけではありません。

しかし、三宅町財政が黒字化した大きな要因は、やはり地方交付税交付金の額が大幅に戻ったことであることは厳然たる事実です。

地方交付税が大幅にふえた平成22年度で５億円の返済ですから、23年度の見込み額を加えたとしても、やはり約30億3,300万円の返済はありえない数字と思わざるを得ません。この数字の内訳を示してください。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　質問終わりました。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　１番、渡辺議員の、町長の今後４年間の人権施策に取り組む姿勢について、１点目の町長選挙において、部落差別をあおる選挙活動を行ったのかどうかの質問にお答えいたします。

議員が質問されている選挙戦において部落差別をあおる選挙活動を行ったことは一切ございません。

さらに、選挙後にもそのようなたぐいの文書が私あてにも届きましたが、それはあくまでも事実に反する内容であることを申し添え、回答とさせていただきます。

２点目の、今後４年間、三宅町における人権確立に向けてどのような姿勢で取り組むのかとのご質問にご回答させていただきます。

人権尊重意識の普及、高揚は、あらゆる差別をなくすための基本であり、三宅町第３次基本構想の、だれもがいつでも安心を感じられる町づくりの中にも提唱しています、あらゆる人権擁護の充実や男女共同参画社会の実現を中心に取り組みを行っております。

議員お尋ねの今後４年間につきましても、引き続き地域、性別、年齢、障害の有無、同和問題等に加え、関係機関との連携によりインターネット上の人権侵害などの新たな問題への対応や、地域や家庭、職場での男女共同参画に関する正しい知識の普及等に努めるとともに、一人一人が自分らしく生活することができる地域づくりに向け、人権問題に関する啓発に取り組んでまいる所存でございます。

２点目の「志野たかみつ後援会だより」夏号の記事につきましてご質問のございました１点目の、「30年以上にわたる長期政権が残した負の遺産」というのは何を指しているのかとのご質問にご回答させていただきます。

小集落地区改良事業において、隣地との境界確定、相続問題、さらには地籍混乱地等に存在する土地があることから、売却や貸し付けを行うに当たり、これらの問題を解決する必要があることを踏まえ、私は負の遺産であると認識しております。

２点目の、近鉄田原本線但馬駅北側の舗装道路がどういういきさつで整備されたかとのご質問でございますが、ご質問の「志野たかみつ後援会だより」夏号の記事内には、近鉄田原本線但馬駅北側の舗装道路に関する記事は掲載されておりません。質疑事項と今回の趣旨が合っておりませんので、今回回答を控えさせていただきます。

３つ目の、広報みやけ７月号の「みどりの風に乗って」の記事内の「約30億3,300万円の返済を行い」の内訳でございますが、まず平成20年度におきましては、財政融資資金の償還元金が２億3,461万2,585円と償還利子が4,629万6,289円、郵便貯金資金の償還元金が８万5,540円と償還利子が34万4,544円、簡保生命保険資金の償還元金が4,183万2,942円と償還利子が1,060万4,629円、地方公共団体金融機構資金の償還元金が1,004万9,128円と償還利子が446万2,300円、奈良県市町村振興資金の償還元金が21万円と償還利子が6,210円、奈良県市町村振興協会資金の償還元金が24万5,000円と償還利子が５万1,690円、南都銀行の償還元金が１億8,769万6,800円と償還利子が3,216万488円、その他臨時分として、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、地方向け財政融資資金の金利５％以上の貸付金の一部について補償金を免除した繰上償還を行えることとされた補償金免除繰上償還の償還元金が2,231万2,779円、住宅新築資金等貸付金に係る個人の繰上償還分の償還元金1,126万4,296円と償還利子が７万8,366円となり、平成20年度合計は償還元金５億830万9,070円と償還利子9,400万4,516円で、年度分の元利償還金は６億231万3,586円となり、次に平成21年度におきましては、財政融資資金の償還元金が２億2,726万325円と償還利子が3,985万8,172円、郵便貯金資金の償還元金が61万559

円と償還利子が34万1,165円、簡保生命保険資金の償還元金が4,209万3,742円と償還利子が892万7,699円、地方公共団体金融機構資金の償還元金が1,459万8,285円と償還利子が429万813円、奈良県市町村振興資金の償還元金が21万円と償還利子が4,320円、奈良県市町村振興協会資金の償還元金が49万円と償還利子が２万2,170円、南都銀行の償還元金が１億9,823万8,600円と償還利子が3,236万527円、その他臨時分として、補償金免除繰上償還の償還元金が9,328万7,651円、住宅新築資金等貸付金に係る個人の繰上償還分の償還元金164万5,183円と償還利子が3,371円となり、平成21年度合計は償還元金５億7,843万4,345円と償還利子8,580万8,237円で、年度分の元利償還金は６億6,424万2,582円となり、続きまして平成22年度におきましては、財政融資資金の償還元金が２億1,670万6,028円と償還利子が3,371万8,028円、郵便貯金資金の償還元金が101万972円と償還利子が32万8,202円、簡保生命保険資金の償還元金が2,812万3,008円と償還利子が387万126円、地方公共団体金融機構資金の償還元金が1,557万5,745円と償還利子が405万3,995円、奈良県市町村振興資金の償還元金が27万円と償還利子が2,430円、奈良県市町村振興協会資金の償還元金が49万円と償還利子が３万9,930円、南都銀行の償還元金が２億3,163万9,500円と償還利子が3,203万3,413円、その他臨時分として、将来負担すべき負債額を少しでも軽減できるようにと実施した縁故資金繰上償還の償還元金が３億6,843万4,000円と償還利子が51万5,948円、平成22年度合計は償還元金８億6,224万9,253円と償還利子7,456万2,072円で、年度分の元利償還金は９億3,681万1,325円となります。

最後に、平成23年度におきましては、財政融資資金の償還元金が１億8,908万1,002円と償還利子が2,800万1,292円、郵便貯金資金の償還元金が102万9,149円と償還利子が31万25円、簡保生命保険資金の償還元金が1,876万1,794円と償還利子が354万1,392円、地方公共団体金融機構資金の償還元金が1,793万2,545円と償還利子が539万8,284円、奈良県市町村振興協会資金の償還元金が49万円と償還利子が３万4,050円、南都銀行の償還元金が9,490万7,583円と償還利子が2,094万9,203円、その他臨時分として、平成22年度と同様、縁故資金繰上償還の償還元金が４億3,678万8,000円と償還利子が309万2,697円、平成23年度合計は償還元金７億5,899万73円と償還利子6,132万6,943円で、年度分の元利償還金は８億3,021万7,016円となります。

以上、４年間の償還元金の合計が27億1,798万2,741円、償還利子が３億1,560万1,768円となり、元利償還金は30億3,358万4,509円となります。

以上が内訳となり、渡辺議員の一般質問へのご回答とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　渡辺哲久君。

○１番（渡辺哲久君）　持ち時間がもう終わりそうなので一言だけ。

大津の中学校の事件の後にテレビが中学生にインタビューをしていました。１人の生徒さんが「いじめた子どもも悪い。先生も悪い。でも、それを目にしていて何もしなかった自分たちも悪い」というふうに答えていました。

差別の問題は、いじめの問題も同じだと思いますけれども、それを問うということは勇気が要ります。そういう町の今後を担う者として町長や町の行政の方、私たち議員も含めて、この子どもに恥じない腹を決めて、なかなか人権問題というのは努力したから、あした結果が出るというものではないですが、しかし、その現状にあきらめることなく、この子どもに本当に恥じないような姿勢で取り組んでいくことを、繰り返しますが私もみずからに課し、町長、行政の方にも問いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　ただいまの渡辺議員のご質問というかご意見、私も非常に今胸にしみ込みました。これを忘れないように、今後の４年間の町政運営にしっかりと取り入れてまいりたいと思います。今お話がございましたように、議員も町側も、そして町民みんながそういうふうな町づくりに積極的に取り組んでいけるような、そんな町にしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

◇　川　口　靖　夫　君

○議長（辰巳勝秀君）　次に、３番議員、川口靖夫君の一般質問を許します。

○３番（川口靖夫君）　３番議員の川口靖夫でございます。

新都市計画と町づくりについて、今後の展開等について町長に一般質問をいたします。

このたびの町長選挙におきまして、町長はマニフェストで住民に５つの約束を掲げられました。その中の１つ、新都市計画と町づくりについて、「石見駅は三宅町の玄関口として周辺整備をし、駅前渋滞緩和対策は利用者の望みであります。一足飛びにはできませんが、時間をかけて、段階を踏んで一歩ずつ進めていきたい。また、医療、看護、介護は県との連携で石見周辺の核として考えていきたい」、このように述べておられます。

まず１つ目の質問でございますけれども、この石見周辺整備の核として医療、看護、介護、県との連携と。この核というのは、町長はどのように想定されておられるのか具

体的にお聞きしたいと。これは１つ目の質問でございます。

また、このことは選挙期間中も町長の目玉として、各新聞紙面に取り上げられ掲載されました。町長のこの強い思い入れが、住民が理解し再選につながったと私は思っております。

さて、私の質問でありますが、去る７月31日、某新聞紙上、この某というのは奈良新聞のことでございます、町長はこう抱負を述べておられます。住民のニーズを聞きながら一方でマニフェストで示した自分の信念も貫いていきたいと。そこで、この住民のニーズ、これをどのような方法で入手されるのか、その方法、手段ですね、これをいま一度聞かせていただきたいと、このように思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（辰巳勝秀君）　どうもご苦労さんです。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　３番、川口議員のご質問にお答えさせていただく前に、通告の中に、医療、看護、介護の問題をご質問されたと思いますが、この通告書から解しますと、私は今回の質問ではなく通告書の１つの意見としかとらえられませんので、今回の質問と言われましたが、今回は回答を控えさせていただきます。その最後のほうに、「さて、質問でありますが」というところから回答をさせていただきたいと思います。

川口議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の中にありますように、町長選挙におけるマニフェストの１つに、新都市計画と町づくりとして、石見駅周辺整備を掲げております。このことについては、川口議員からの６月定例会で石見駅前周辺整備に係る一般質問において既に回答いたしておりますように、町づくりを進めていくに当たっては、平成32年度を目標年次とする三宅町３次基本構想指針とし、また三宅町都市計画マスタープランにおいて方針を示し、今後整備計画において具体性を持たせると、このように回答しておるところでございます。また、現状と課題の抽出を行い、事業の推進を図っていく必要があることから、整備計画を策定するには地元住民の意見を参考にしながら、また各種団体の意見を聞きながら、さらに関係機関との協議を行いながら、いろいろな角度から検討する中で事業を推進していくことが重要であると回答しております。

ご質問の、どのような手法手段で住民の意見を集約していくかのご意見でございますが、現段階では一般論といたしまして、住民等の意見集約の方法につきましてはアンケ

ート調査、パブリックコメント、また各種団体による提言等さまざまな方法が考えられるところであり、一部の地域に偏ることなく広く意見集約すること、つまり地域全体としての意見を集約していくことが望ましいのではないかと考えていますが、今後整備計画を策定する際に関係機関等との意見を参考にいただきながら、住民の意見をどのような方法で吸い上げていくのかを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　川口靖夫君。

○３番（川口靖夫君）　選挙期間中にミニ個人演説会、何カ所か町長はやられまして、その中の２カ所、私も傍聴させていただきました。その結果、住民の方々にどんなあんばいやったとか、どうやったと私は聞きました。非常にわかりやすかった、今まで町長にこんなことあったんかなと、住民の意外な意見でございました。したがって、私はアンケートとか、いろいろ今、町長が答えられましたけれども、私はじかに住民との対話、こういうミニ集会とかおやりになって、じかに住民との触れ合いの中でお話しをされて、そしてその中からニーズ、何を住民は望んでいるのかと、こういうことをやられたほうが、私は今後の４年間、町長に提言したいのは、今まで、ちょっと私の苦言でございますけれども、それが町長に欠けておったんじゃないかなと私は思っております。

いま一度、その点お願いします。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　苦言というか欠けておったというか、そういうふうな案件等々が、私はいつも折に触れ、そういうふうな機会があれ、案件があれば、まず議会議員の方にご説明させていただくということは常々申し上げております中で、案件がない状態ですので何をもってその苦言とされるのかよくわかりません。

対話、それは非常に私もいいことだと思います。例えば御所、田原本が発端となりまして、そこに五條市が一緒に一部事務組合に参加されて、ごみの焼却場の問題を今、ああでもない、こうでもないという議論の中進められております。当然、施設を持っていく土地の選定のときには、非常に、地域またその周辺の地主さんを初め地域の方々に何度も何度も、夜、会合を持たれて説明に行かれたというお話も御所市長、田原本町長からもお伺いしております。

こういう方法は今は本当に大事だと私も考えております。また、そのようにしなければならないという思いもございますので、これといった案件が発生いたしましたならば

そういうふうな手法もひとつ考えさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳勝秀君）　川口君。

○３番（川口靖夫君）　これから言うことに回答は結構でございますけれども、それでは今後どんどん案件を提示したいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

それと、これからの４年間は具体的な成果を、ちょっとでも成果を出すと、これを住民が期待していると私は思うんですね。ですから町長がおっしゃっている、前へ前進あるのみ、バックギアはないと、これが町長のキャッチフレーズでございますので、何か１つでも２つでも段階を踏んで成果を上げていただいたら、これは住民の期待していることでございますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（辰巳勝秀君）　川口靖夫君、ご苦労さんでございました。

◇　植　村　ケイ子　君

○議長（辰巳勝秀君）　次に、２番議員、植村ケイ子君の一般質問を許します。

○２番（植村ケイ子君）　最後になりましたけれども、２番議員、植村です。

いじめ問題について質問させていただきたいと思います。

ことし７月上旬以来、新聞に衝撃的な記事が掲載されています。昨年10月に大津市で発生した、当時13歳の中学校２年男子生徒のいじめを苦にしたと考えられる飛びおり自殺問題です。

その後に大津市教育委員会が同級生らを対象に行ったアンケート調査では、生徒15人ほどから「自殺した生徒は何回も自殺の練習をさせられているのを見た」「先生に相談したけれど何もしてくれなかったと聞いた」「本人が泣きながら電話で先生に訴えたそうだが、きちんと対応してくれなかったようだ」と記名回答もあったことが報じられた。また、「お金をとられていたとも聞いた」という回答をした生徒も複数いたそうです。

大津市教育委員会はこれらのアンケート結果について、無記名や伝聞だったとの理由で公表していなかったと報じられました。

ある学者は「教育委員会と学校は、無記名、伝聞ということを断った上ですべての結果を公表し、いじめの事実関係をきちんと調べるべきだった。公表しなかったのは、大げさにしないという姿勢のあらわれとも見られても仕方がない」との見解を示しています。

さらには、男子生徒が自殺直前、いじめていた同級生らに、死にますとメールや電話

をしたりしていましたが、いじめた同級生の１人は、死ねばいいやんと返事をしたとも報じられました。

自殺の練習を強要され、最後にはみずから命を絶った、この生徒の心中を察するに余りあります。さぞかし悲しかったし悔しかったことでしょう。大人の事なかれ主義と子どもの心の荒れ方にまことに慄然とする思いです。

そこで町長にお聞きします。このような悲惨な出来事に対する学校長、担任教員、教育委員会、それぞれの担当者の対応の仕方をどのように評価しておられるのか。

２、当町の三宅小学校、いじめ問題はないとは思いますが、念のため質問します。三宅小学校において、校内暴力、いじめ、不登校の３点について存在するのかしないのか、する、しないでお答えください。もし存在するのなら、だれが、どのように対応していらっしゃるのか、回答を求めます。

○議長（辰巳勝秀君）　安井教育長。

○教育長（安井佞子君）　植村議員さんの、いじめ問題についてお答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、大津市等の件につきましては新聞やテレビ等のマスコミからの情報のみで、客観的に判断できかねるところもありますので評価は避けさせていただきます。ただ、教育に携わる者として、児童生徒が命をかけて訴えることの重大さを認識し、これを真摯に受けとめねばならないと考えております。

そして、これを契機とした本町の取り組みとして、７月18日付で県教委から「児童のいじめ問題への取り組みの徹底について」の通知をいただき、同日付で小学校へ、今般の大津市の痛ましい事件を深刻に受けとめ、さらなる注意喚起を行い、教職員一丸となって児童の観察と指導に努められるよう通知を行い、あわせて「児童の皆さんへ」並びに「保護者の皆さんへ」といういじめに遭ったときの相談窓口の配布を依頼したところでございます。人権擁護委員におかれましても、困っていることや悩んでいることがあればＳＯＳミニレターとして活動をいただいているところでございます。

また、三宅小学校の平成24年度教育課程の編成の中の教育目標として、人権尊重を基盤とし、知育・徳育・体育の調和のとれた人間性豊かな児童の育成を目標とし、指導の重点として人権教育推進を掲げた学校運営を目指されております。また、生育過程における児童の遊び等の日常生活において、学年教師集団、また低・中・高学年別教師集団等で情報交換の上、いじめへの芽を摘むべく努力をされています。

また、７月24日に開催いたしました教育委員会において、三宅小学校における暴力行為、いじめの状況並びに１カ月に６日以上の欠席児童の平成21年度から本年６月までの状況の報告を事務局より受けました。その中で、現時点で深刻ないじめはないものと判断いたしておりますが、今後とも早期発見、早期対応に努めるべく学校と連携を図りながら全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、本年度１名の不登校傾向にある児童がおりますが、体調不良に起因するものであり、担任教諭の家庭訪問による学校生活の補いや保護者との連携に努めている現況がございます。

以上、ご質問のご回答とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　ご苦労さんです。

植村ケイ子君。

○２番（植村ケイ子君）　今、全般的なことは回答の中でよくわかりましたけれども、深刻ないじめはないという回答は今いただきましたけれども、ということは、あると解釈してよろしいんでしょうか。

また、校内暴力、いじめ等の原点は、学童の家庭環境や生育社会環境にもあるとも思われます。問題は、いじめ防止はさることながら、いじめを受けての自死防止、命の大切さにあるのではと考えるところでありますが、学童個人と家庭、地域、学校を組み合わせて考え、今すぐいじめ問題改善のために打ち出せる教育委員会、町としての取り組み案はありますか。あったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（辰巳勝秀君）　安井教育長。

○教育長（安井佞子君）　お答えさせていただきます。

いじめはいつ、どこであるかということについては、ないとは言い切れないところがございます。ただ、文科省のいじめの定義につきまして、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」、そういう定義がございます。大なり小なりいろんな状況があるかと思われますが、先ほどお答えしました、その深刻なという意味のとらえ方、大変難しゅうございますが、今のところ三宅小学校において現時点においてはないものと判断いたしております。

それから、教育委員会としての取り組みにつきましては、やはり先ほども申しましたが、早急な発見、そして対応、これが最も解決に向ける大事なことかと思われます。そ

れにつきましては、やはり何よりも直接子どもたちに対応しております先生方の子どもの見る目、子どもの姿を敏感にどういう状況であるかということを感じる、そういう感性といいますか敏感性といいますか、そういうものが非常に大事なことかと思われます。その点につきましては、三宅小学校の先生方も随分と配意してくださっていると伺っているところでございます。

なお、もしそういう事象が起きた場合には、早急にあらゆる関係機関と連携を図りながら、早く、いじめられた側の立場に立って、まずは物を考え対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　植村議員。

○２番（植村ケイ子君）　教育長からご回答いただいたんですけれども、県の指導によりということだったんですけれども、奈良市なんかは先月８日にもう既にアンケートをとって調べたというあれがあるんですけれども、ないということですけれども、これは生徒にアンケートをとってもらったんでしょうか。どういう形の中でということをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（安井佞子君）　子どもにアンケートをとりました。

○２番（植村ケイ子君）　それで回答は全部ゼロだったんですか。

○教育長（安井佞子君）　具体的な中身はいろいろございます。例えばけんかとか、あるいは仲間外れとか、そういうところはあったかと存じております。

○２番（植村ケイ子君）　そしたら、見解はいじめというより人間関係でトラブルになっている件数が多いと、こういう形で認識したらいいでしょうか。

○教育長（安井佞子君）　はい、そうでございます。

○２番（植村ケイ子君）　終わります。

○議長（辰巳勝秀君）　どうも植村ケイ子君、ご苦労さまでございました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

なお、12日より14日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、９月21日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案につ

いて、委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれで散会します。どうもありがとうございました。

（午前１１時３８分）

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会〔第３号〕

招集の日時　　平成２４年９月２１日金曜日午前１０時００分開議

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	出　井　雅　史
教　育　長	安　井　佞　子	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	会計管理者	向　井　理　則

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	増　田　　翔		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

６番議員	馬　場　武　信	７番議員	松　田　睦　男

平成２４年９月三宅町議会第３回定例会〔第３号〕

議　事　日　程

平成２４年９月２１日　金曜日

午　前　１０時００分　再　開

日程第１　　特別委員長及び常任委員長報告

１．決算審査特別委員会委員長報告

２．総務建設委員会委員長報告

３．福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと５分ほど早いんですが、皆さんお集まりのようですので再開させていただきます。

平成24年９月三宅町議会第３回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前　９時５６分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君）　本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君）　日程第１、決算審査特別委員長及び各常任委員長の報告についてを議題とします。

去る９月11日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、９月12日と13日に開催されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、池本久隆君。

○決算審査特別委員長（池本久隆君）　皆さん、おはようございます。決算審査特別委員会報告を行います。

去る９月４日、第３回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、11日に当委員会に審査付託を受けました平成23年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政サービスの提供が的確に図られているかなどに視点を置き、去る12日、13日の２日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、ご承知のとおり、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債費率については、平成22年度より23年度は15.1％から10.8％になり、将来負担比率も93.4％から39.4％とおのおの改善されており、今後の行政運営にますます期待するところであ

ります。

それでは、まず平成23年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額の35億9,245万2,146円で、歳出決算額は34億7,850万948円、歳入歳出差引額は１億1,395万1,198円となり、次年度に繰り越す事業として、地方特定道路及び単独事業の２号線道路整備事業及び消防防災通信基盤整備事業で防災無線のデジタル化事業、幼稚園の耐震補強工事に係る一般財源分である繰越明許繰越金356万5,000円と歳計剰余金繰越金１億1,038万6,198円が繰り越されております。

次に、歳入について主なものとして、町税で６億4,273万8,043円となり、徴収率は96.5％、歳入決算額に占める割合は17.9％になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では１億116万2,028円で、歳入決算額の2.8％であります。

地方交付税は16億2,412万円、歳入決算額の45.2％になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼児園保護者負担金、式下中学校普通交付税負担金を初め、町営住宅使用料、幼児園授業料並びに各施設使用料等を含め１億1,669万7,510円で、歳入決算額の3.2％となっております。

国・県支出金では、子ども手当給付交付金等、障害者自立支援給付費負担金、緊急雇用創出交付金、活力活性化交付金、総合センター等運営費補助金、県民税徴収事務委託金、知事選挙事務委託金等を合わせて４億386万7,053円となり、歳入決算額の11.2％になっております。

財産収入では、事業残地売払収入、各基金利子を合わせて2,064万5,692円となり、歳入決算額の0.6％になっております。

繰入金では、土地開発基金、財政調整基金等の繰入金で３億559万1,421円となり、歳入決算額の約8.5％になっております。

繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金で１億5,012万1,448円となり、歳入決算額の4.2％となっております。

諸収入においては、市町村振興宝くじ収益金、住宅新築資金等貸付金元利収入、職員駐車場収入等を合わせて6,222万5,180円となり、歳入決算額の1.7％になっております。

町債では、臨時財政対策債、一般公共事業債、地方道路整備事業債等を合わせて１億6,250万円となり、歳入決算額の4.5％になっております。

次に、歳出においては、予算額に対する執行率は92.5％となっており、そのうち議会費は7,259万5,207円で、歳出決算額に占める割合は2.1％、総務費は企画費、徴税費等他

で６億6,743万962円の19.2％の執行となっております。

民生費においては、社会福祉費、児童福祉費を含め８億4,859万5,844円の24.4％となり、衛生費においては、保健衛生費、清掃費等を合わせて２億8,742万8,128円の8.3％であります。

農林水産業費及び商工費は合わせて4,650万1,821円の1.3％で、土木費は、道路橋梁費、都市計画費、住宅費等を含め３億422万4,106円の8.7％となっております。

消防費については、１億6,722万8,296円の4.8％となり、教育費では、小・中学校費及び幼稚園費、社会教育費等を含め２億5,427万9,568円の7.4％です。

公債費については、元金利子を含めて８億3,021万7,016円で23.9％の執行であります。

執行された中でも主な支出の内容は、会計全体の人件費で８億2,783万1,000円となり、歳出決算額の23.8％になっております。

補助費等については、山辺広域行政事務組合負担金、国保中央病院組合負担金、シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金等で３億6,753万4,000円となり、歳出決算額の10.6％になっております。

公債費は、町債借入金の元利償還額を合わせて８億3,021万7,000円となり、歳出決算額の23.9％になっており、繰出金は、各特別会計への繰出金として４億348万4,000円となり、歳入決算額の11.6％を占めております。

また、投資的経費については、普通建設事業等含め１億2,012万円となり、歳出決算額の3.8％になっております。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出では、総務費について、常用の物品購入方法や防災行政無線等の戸別受信機委託に関することを、民生費については、デイサービスセンター備品の指定管理また隣保館協議会負担金等について、衛生費については、上但馬墓地の運営について、土木費については、河川や事業残地の草刈りについて、教育費については、臨時職員の賃金内容とスポーツ指導員と体育指導員の違いについて、公債費は、繰上償還等の内容について、おのおの質疑しました。

次に、歳入についての質疑としては、使用料及び手数料で、町営住宅の収入未済額内容について、また住宅新築資金の不納欠損内容の質疑を行い、一般会計の歳入歳出決算については賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成23年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額９億1,968

万5,626円に対しまして、歳出決算額は８億1,378万8,678円で、実質収支は１億589万6,948円となった決算内容であり、歳出については、老人保健拠出金について、歳入については、徴収率の内容について質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

続いて、平成23年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額7,698万2,330円に対しまして、歳出決算額は7,682万2,230円で、実質収支額は16万100円の決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案どおり承認いたしました。

次に、平成23年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は５億3,093万6,726円に対しまして、歳出決算額は５億2,526万8,564円で、歳入歳出差引額は566万8,162円の残額となり、質疑は、繰入金制度の内容についての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成23年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入決算額は３億4,768万8,776円で、歳出決算額は３億4,768万8,776円で歳入歳出は同額であり、本委員会は全員賛成で原案どおり承認いたしました。

次に、平成23年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額１億7,815万898円に対しまして、支出決算額は１億6,095万838円で、収支差引額は1,720万60円となっております。また、資本的収支における収入決算額は592万8,300円、支出決算額は5,551万1,102円で、収支差引額は4,958万2,802円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金及び過年度損益勘定留保資金から同額が補てんされており、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました平成23年度各会計決算の審議経過及び費用対効果の面から審議し、いずれも原案のとおり全員賛成により承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

各委員におかれましては、何とぞよろしくご賛同いただくことをお願いいたします。

以上。

○議長（辰巳勝秀君）　ご苦労さんです。非常にたくさん、多岐にわたって説明していただきまして、どうもありがとうございました。

引き続いて、９月14日午前10時より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、梅本勝久君。

○総務建設委員長（梅本勝久君）　総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る９月11日、第３回本会議において総務建設委員会に付託を受けました議案について、14日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてをご報告いたします。

まず、議案第35号　平成24年度三宅町一般会計第４回補正予算について、歳入では、減収補てん特例交付金で113万3,000円の増額。

地方交付税においては、算定の結果により１億1,806万8,000円の増額となっております。

国庫支出金においては、総務補助金として、緊急雇用創出事業交付金で8,268万4,000円の増額補正。

県支出金では、総務補助金として、活力あふれる市町村応援補助金、地域づくりアドバイザー事業補助金を合わせ387万3,000円の増額補正が行われております。

繰越金は、前年度歳計余剰金繰越金１億38万6,000円の増額。

雑入は、公有自動車事故共済金で26万9,000円の増額。

町債では、臨時財政対策債で3,893万5,000円の増額、また道路整備事業債で一般単独事業債と一般公共事業債を合わせて230万円、おのおの増額補正が行われております。

次に、歳出について、総務費では、一般管理費で新規採用試験の経費増額として87万7,000円の増額補正であります。

文書広報費は、補助金を活用した例規の電子化事業費で993万7,000円の増額補正。

財産管理費では、公用車自動車事故に係る賠償費増額として26万9,000円の増額。

企画費では、財源調整が行われております。

次に、財政調整基金費では、財政調整基金積立金へ１億4,000万円と公債基金積立金へ１億円をおのおの積み立てるための増額補正が行われております。

徴税費においては、税務総務費で補助事業を活用した三宅町家屋調査業務委託料として505万8,000円の増額補正が行われたものであります。

衛生費では、水道事業会計への3,117万5,000円の繰り出しで、補助事業を活用した事業への増額補正をされたものです。

農林水産業費では、農地費で、土地改良施設維持管理適正化事業費85万1,000円の増額。

商工費では、おのおの補助事業を活用した三宅町観光業務促進事業、太子道復興事業に係る経費77万2,000円の増額と財源調整がされております。

土木費では、道路橋梁費で、一般財源から地方債借り入れの財源調整が行われていま

す。

都市計画費では、補助事業を活用し、三宅町公園台帳を作成するため2,614万3,000円の増額となっております。

消防費では、災害に強い町づくり事業として、補助事業を活用した三宅町避難所等調査業務経費961万3,000円の増額、また水防費では、夜間警報時等による職員出動の経費として60万円の増額がされています。

次に、住宅新築資金等貸付事業債元金及び利子として726万3,000円が増額されております。

予備費では、財源の調整を行うべく1,110万8,000円の増額が行われております。

次に、審査の経緯についてご報告します。

歳入歳出とも、科目ごとに審議を行い、本委員会は異議なく賛成全員で原案のとおり承認をいたしました。

次に、議案第39号　平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計第１回補正予算については、歳出において、一般管理費で、マンホールポンプ修繕代として節間の変更による８万9,000円を変更し、また財源内訳の調整もされたもので、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第40号　平成24年度三宅町水道事業会計第１回補正予算については、収益的収入として、震災等緊急雇用対応事業の一般会計からの繰り入れと開発に伴う材料売却収入を合わせて3,134万9,000円。

支出では、上水道管理システム及び台帳整備業務等に係る経費として3,117万4,500円と材料購入費として26万4,000円の増額補正が行われております。

次に、資本的経費では、濾過材の入れかえ工事並びにバクテリア施設電動弁取りかえ工事に係る経費を合わせ431万3,000円の増額補正であり、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳勝秀君）　どうもありがとうございました。

引き続きまして、９月14日午後１時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、松田睦男君。

○福祉文教委員長（松田睦男君）　福祉文教委員会の報告を申し上げます。

去る９月11日、第３回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、14日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過及び結果についてご報告いたします。

議案第35号　平成24年度三宅町一般会計第４回補正予算案について、歳入では、県支出金について、地域の居場所づくり推進事業で35万円の増額補正が、また保育所補助金としては、地域での花いっぱい運動支援事業費50万円の増額補正であります。

雑入は、幼稚園耐震補強工事等で水道料金に伴う科目設定で1,000円の増額であります。

次に、歳出で、民生費については、社会福祉総務費で、地域生活支援事業の負担金分として20万円の増額補正。

老人福祉費では、補助事業を活用した見守りマップ作成ソフト購入のための70万円の増額であります。

児童福祉費では、児童手当手数料の増額と子ども手当システム保守料の減額を合わせて62万3,000円の減額。

保育料過誤納還付金で２万3,000円の増額補正がされています。

幼児園費では、補助事業を活用した、地域でつくる花いっぱい運動支援事業、広げよう笑顔の輪事業経費として合わせて391万円の増額となっております。

教育費では、保健体育総務費で、新任スポーツ推進委員体操服購入費３万円の増額と、社会教育施設費で、東屏風体育館雨漏り工事費59万3,000円の増額補正されております。

次に、審査の経緯については、歳入歳出で、担当職員から丁寧な説明を受け、本委員会の所管に係る議案等については賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第36号　平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第１回補正予算案の１億389万6,000円の増額について、歳入は、前年度繰越金の確定による１億389万6,000円の増額補正がされ、歳出では、国保基金積立金で7,143万9,000円、国庫返還金と退職者療養給付還付金等を合わせて1,294万7,000円の増額及び財源の調整で予備費増額1,951万円に伴う補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第37号　平成24年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算案の16万円増額について、歳入は、前年度繰越金確定による16万円の増額、歳出は、予備費に16万円の増額補正に伴うものであり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第38号　平成24年度三宅町介護保険特別会計第２回補正予算案の556万7,000円の

増額については、歳入で、過年度分介護給付費交付金10万6,000円と前年度繰越金546万1,000円の確定による増額がなされ、歳出は、居宅介護住宅改修負担金80万3,000円の減額と介護予防住宅改修負担金80万3,000円の増額、国庫支出金等返還金202万5,000円の増額、介護給付費準備基金への積み立てで194万2,000円が補正されており、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

議案第41号　三宅町立幼稚園の授業料及びバス使用料条例の一部を改正する条例の制定については、幼稚園保育室の空調設備完備に伴い、受益者負担として授業料を増額するもので、授業料増額の根拠について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

承認第５号　（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第３回補正予算については、つながり総合センターの空調機器が使用不能になり、急を要する機器の設置が必要となったための工事請負費610万円の専決補正であり、冷暖房機器の耐用年数等の質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認しました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことを申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　どうもご苦労さんです。どうもありがとうございます。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　質疑なしとお声がありましたので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

認定第１号　平成23年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第６号　平成23年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの６件を採決します。

採決は起立で行います。

本６件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本６件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第35号　平成24年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより議案第40号　平成24年度三宅町水道事業会計第１回補正予算についてまでの６件を採決します。

本６件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本６件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第41号　三宅町立幼稚園の授業料及びバス使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

承認第５号　（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第３回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中において、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第６項の規定に基づき、議会閉会中においても、継続して調査並びに審査いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査したいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにします。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　三宅町議会第３回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたしました平成23年度一般会計決算案を初めとする決算認定案６件、平成24年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案６件、条例の改正案１件、専決処分事項報告１件、人事の同意案等２件の計16件を慎重審議いただき、全議案の可決決定並びにご同意を賜り厚くお礼を申し上げます。

去る９月４日の開会のあいさつでも申し上げましたように、職員とともに一丸となって創意と工夫を重ね、引き続き町民が安心・安全で暮らせる町づくりに向けて努力してまいる所存でございますので、住民の代表である議員皆様方には、今後とも町政の発展のため、一層のご協力をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　以上で、平成24年９月三宅町議会第３回定例会を閉会いたします。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

えらい長時間、長らく議会になにしていただきまして、やっときょう閉会する日を迎えました。また、これからも秋めいてまいりましたので涼しくなってくると思いますので、体に十分留意されまして、今後とも議会活動に熱心にしていただきますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。　（午前１０時３９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員